



PCT制度に関するトピックス

2017年 5月16日(東京)
2017年 5月17日(名古屋)
2017年 5月18日(大阪)

藤田 和英
PCT法務部カウンセラー
世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOの概略

(World Intellectual Property Organization)

■ ミッション：

社会全体の利益のために、イノベーションと創造を可能にするバランスの取れた効果的な国際知的財産制度の構築を主導すること

■ 1970年：設立 →1974年：国連の専門機関

■ 加盟国：189ヶ国（2017年5月1日現在）

■ 管理する条約：26

■ 本部：スイス・ジュネーブ

■ 外部事務所：東京、シンガポール、リオ、 北京、モスクワ (NYにUNへのリエゾン事務所)

■ 事務局長：フランシス・ガリ（豪）

■ 職員：120カ国から1300人

■ 予算：7.1億スイスフラン (2016/17年度予算)



※WIPOの紹介動画（英語）

http://www.wipo.int/pressroom/en/news/2016/news_0009.html

PCT部門の概要

■ PCT Services Department

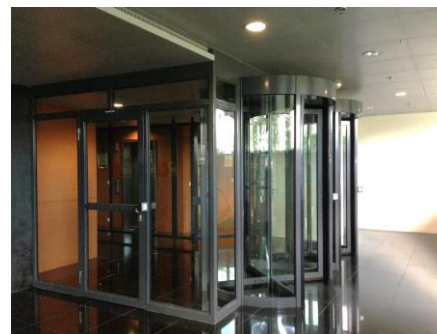
- PCT オペレーション部（国際出願の各種処理、国際公開等）
- PCT 翻訳部（発明の名称、要約、ISR、見解書等の翻訳）
- PCT 情報システムサービス部（各種電子サービスの開発・提供等）

■ PCT Legal and International Affairs Department

- PCT 法務部（規則改正、法的助言、情報の普及、研修等）
- PCT 国際協力部（各国知財庁との協力、条約加盟の支援等）
- PCT 事業推進部（PCTに関する政策や戦略、ITシステム等の方針策定等）

■ PCT Building

- 非公開情報を扱うため、独立した建物でセキュリティを確保



構成

- 第1部 PCTの概要・関連統計
- 第2部 PCTのメリット
- 第3部 実務アドバイス
- 第4部 PCTの最新動向及び情報の取得

第1部

PCTの概要・関連統計

パリルート vs. PCTルート

パリルート

(月)
0
第一国出願

12

外国への
出願

手数料:

- 翻訳費用
- 国内官庁の手数料
- 現地代理人費用

PCT

(月)

0

第一国出願

12

PCT出願

16

国際調査報告
及び見解書

18

(任意)
国際予備審査
請求

22

(任意)
補充国際調査
請求*

補充国際調査
報告

28

特許性
に関する国際
予備報告

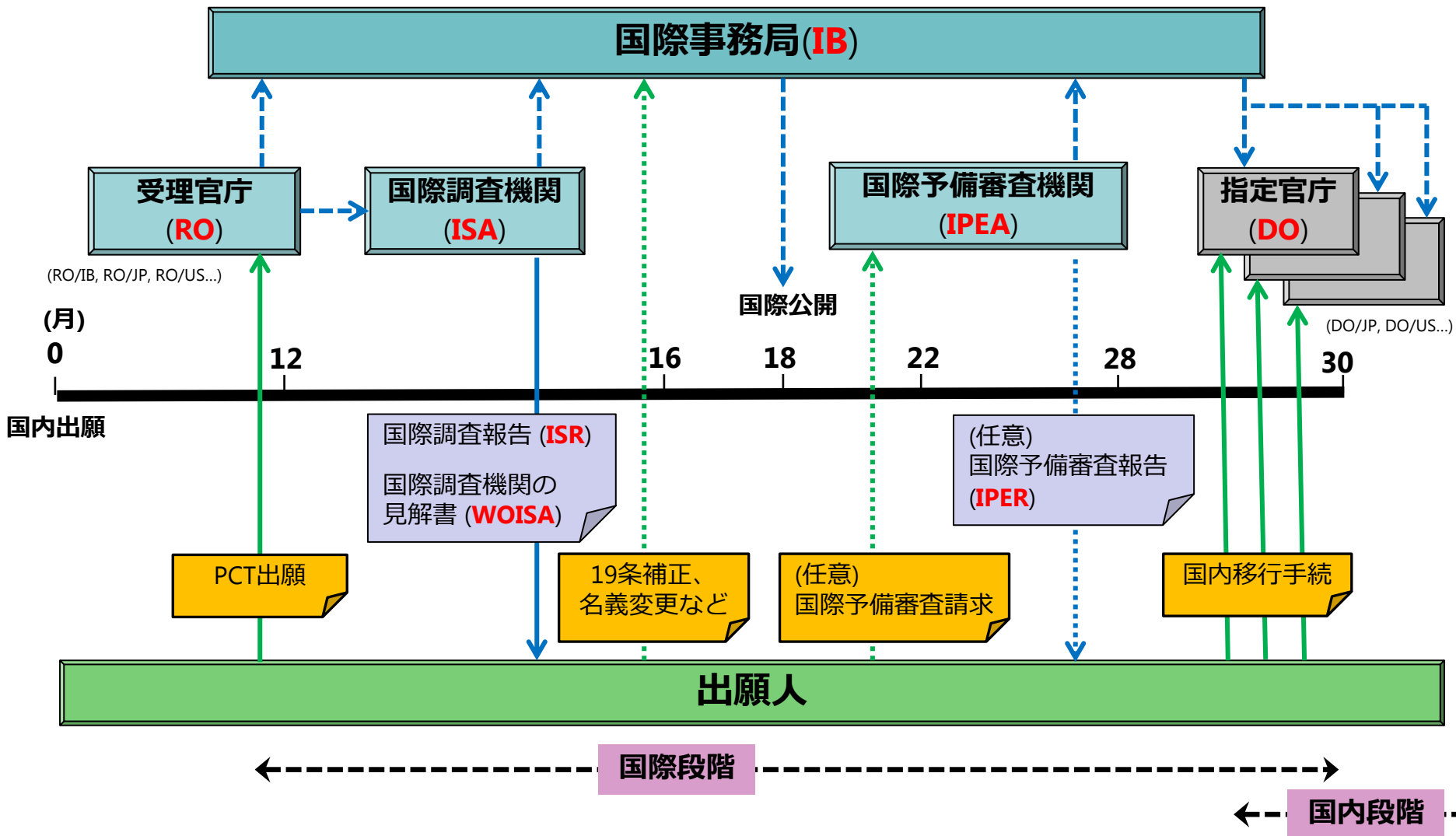
国内段階
移行

30

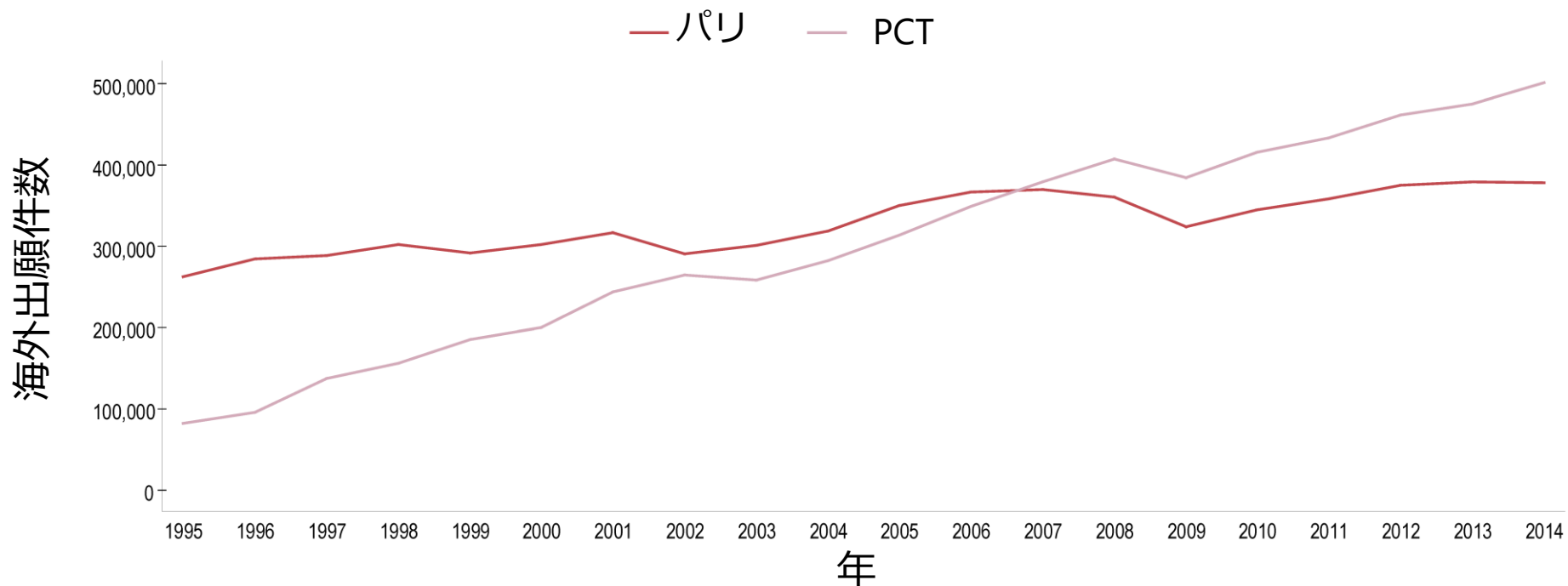
WIPO | PCT
The International
Patent System

*補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月→22ヶ月に規則改正（2017年7月1日施行）

PCTルート

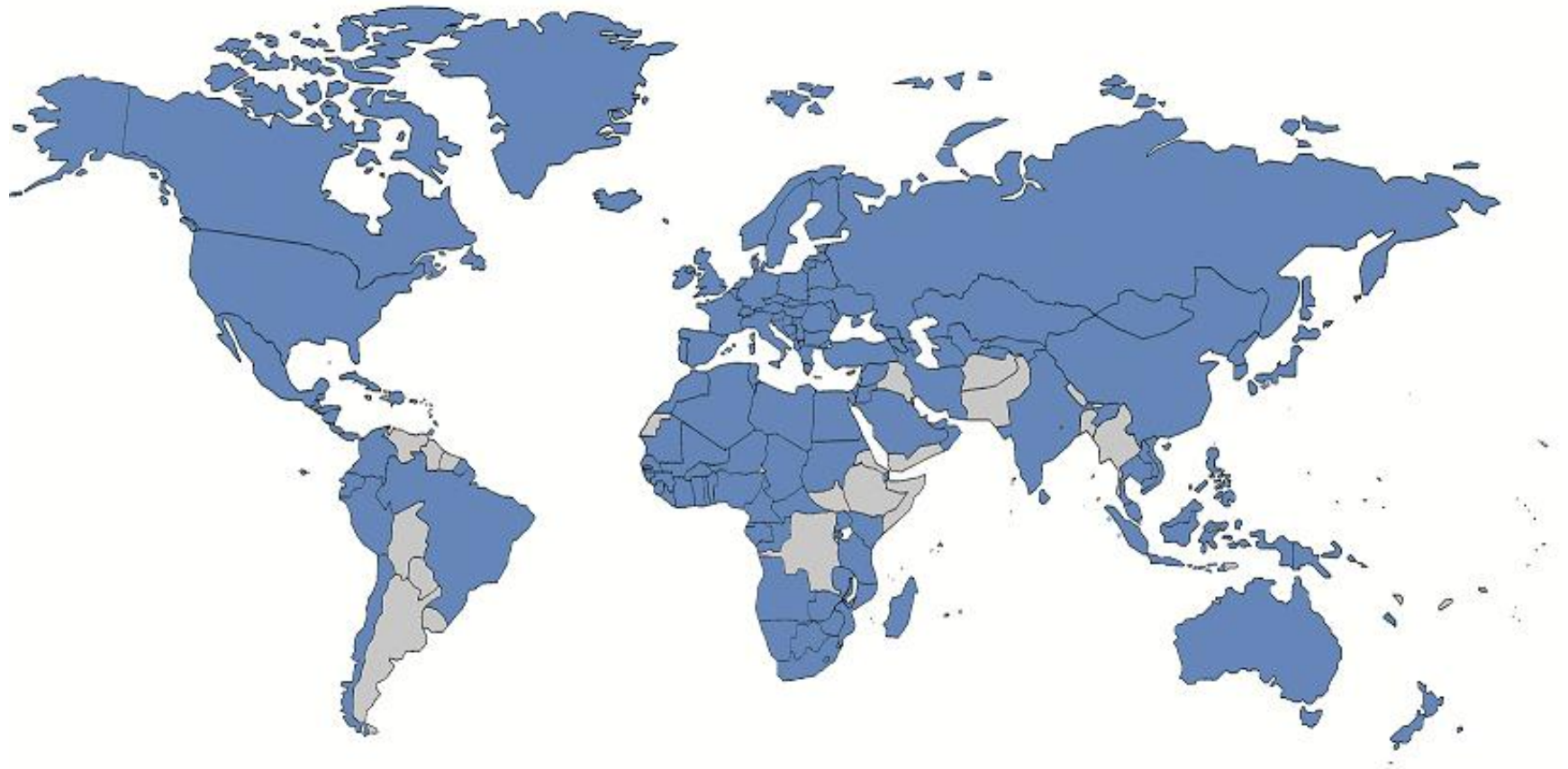


パリルート vs. PCTルート



2015年：非居住者による出願のうち約57%がPCT経由
(日本出願人については約50%強がPCT経由)

PCT締約国（152ヶ国）（2017年5月1日現在）



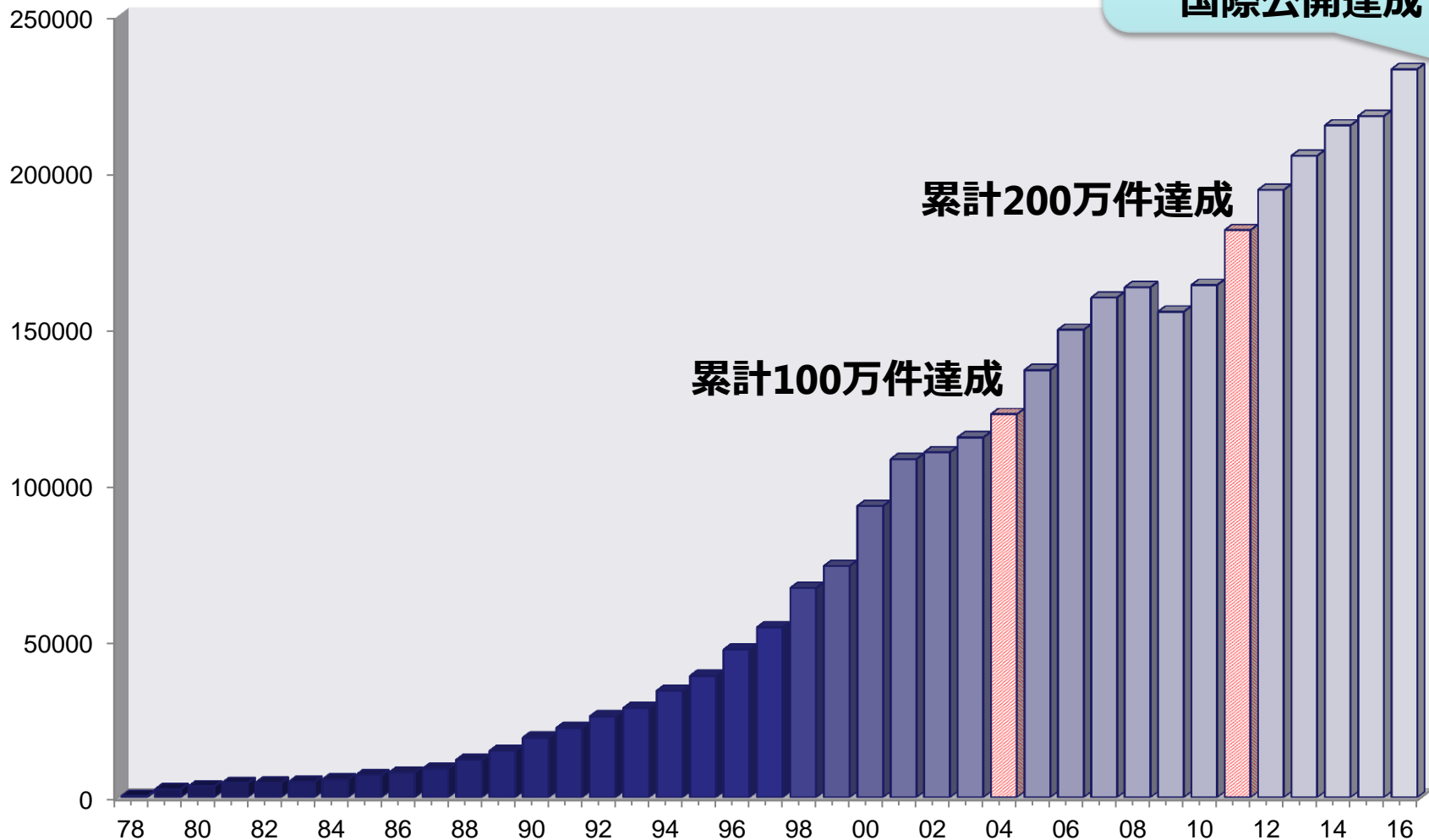
<最近の加盟情報>

- ・クウェート（2016年6月9日加盟、9月9日発効）
- ・ジブチ（2016年6月23日加盟、9月23日発効）
- ・カンボジア（2016年9月8日加盟、12月8日発効）
- ・ヨルダン（2017年3月9日加盟、6月9日発効）

http://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html

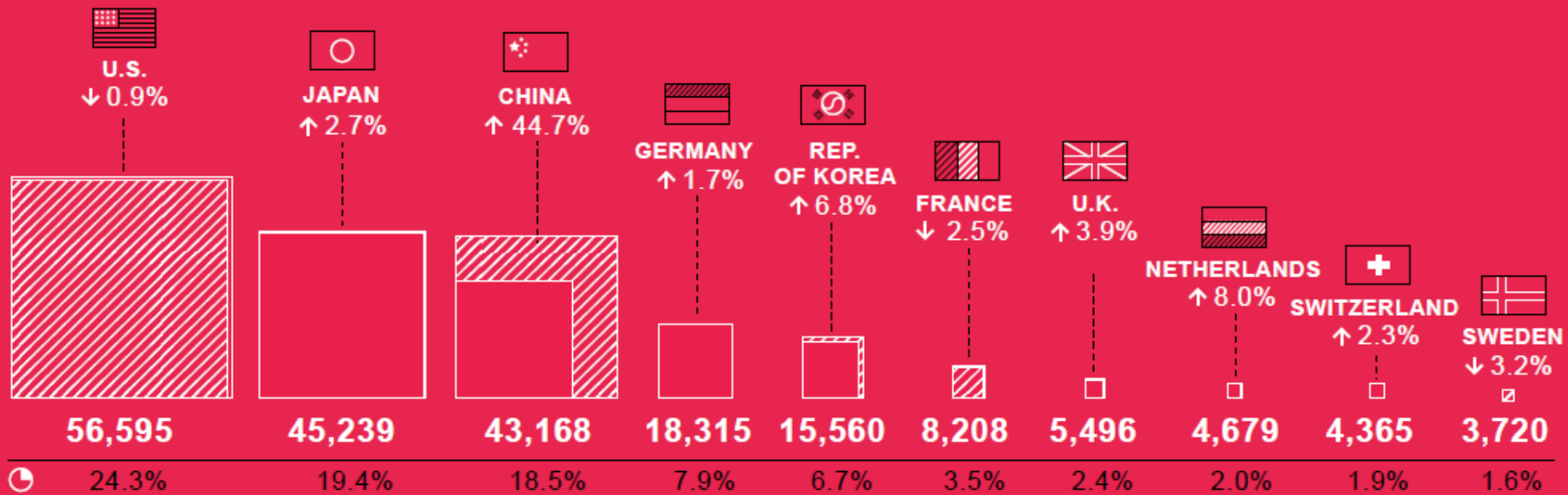
PCT国際出願件数

2017年2月2日に
累計300万件目の
国際公開達成



2016年：約233,000件（暫定値）前年比約7.3%増

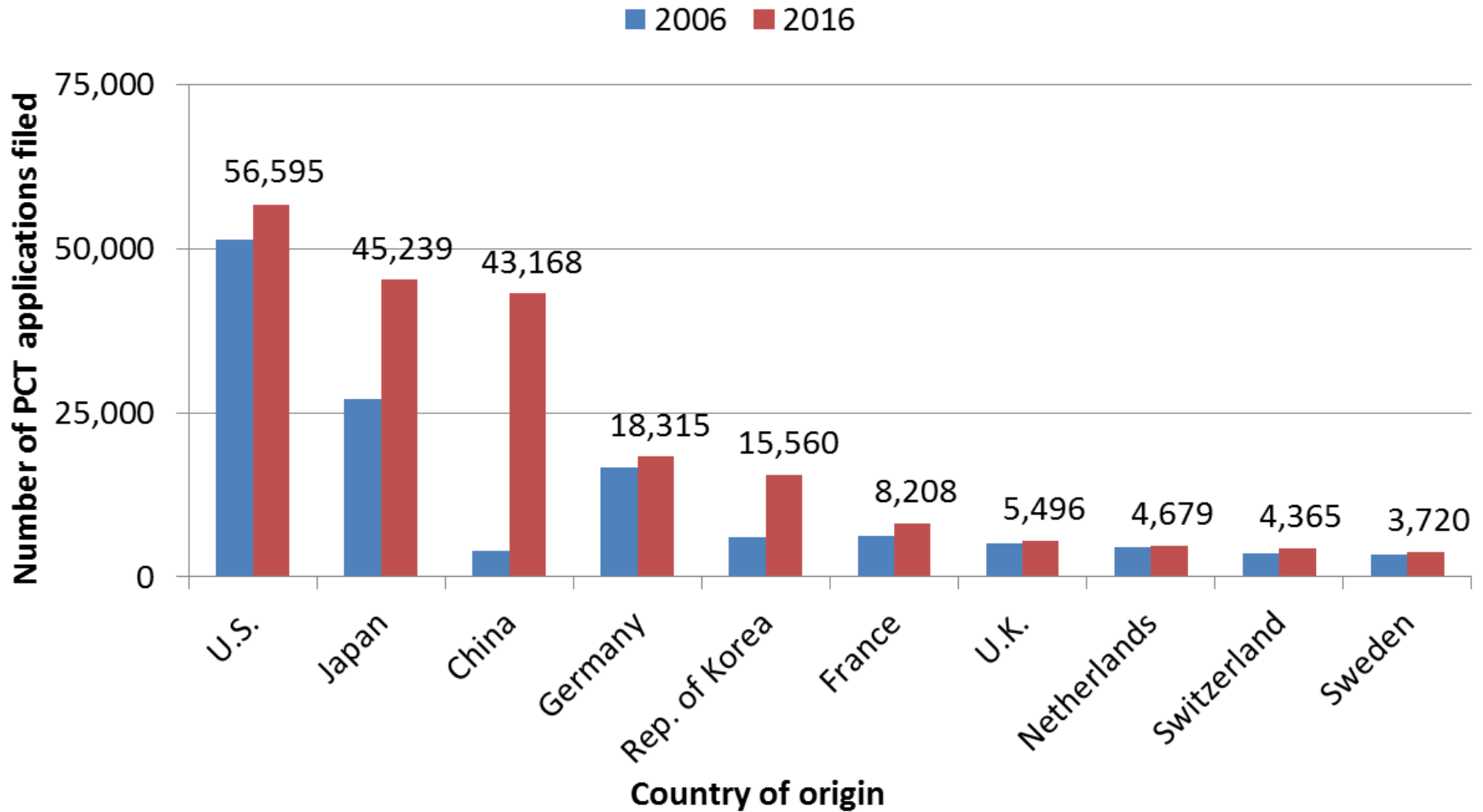
出願人国別PCT国際出願件数（2016年）



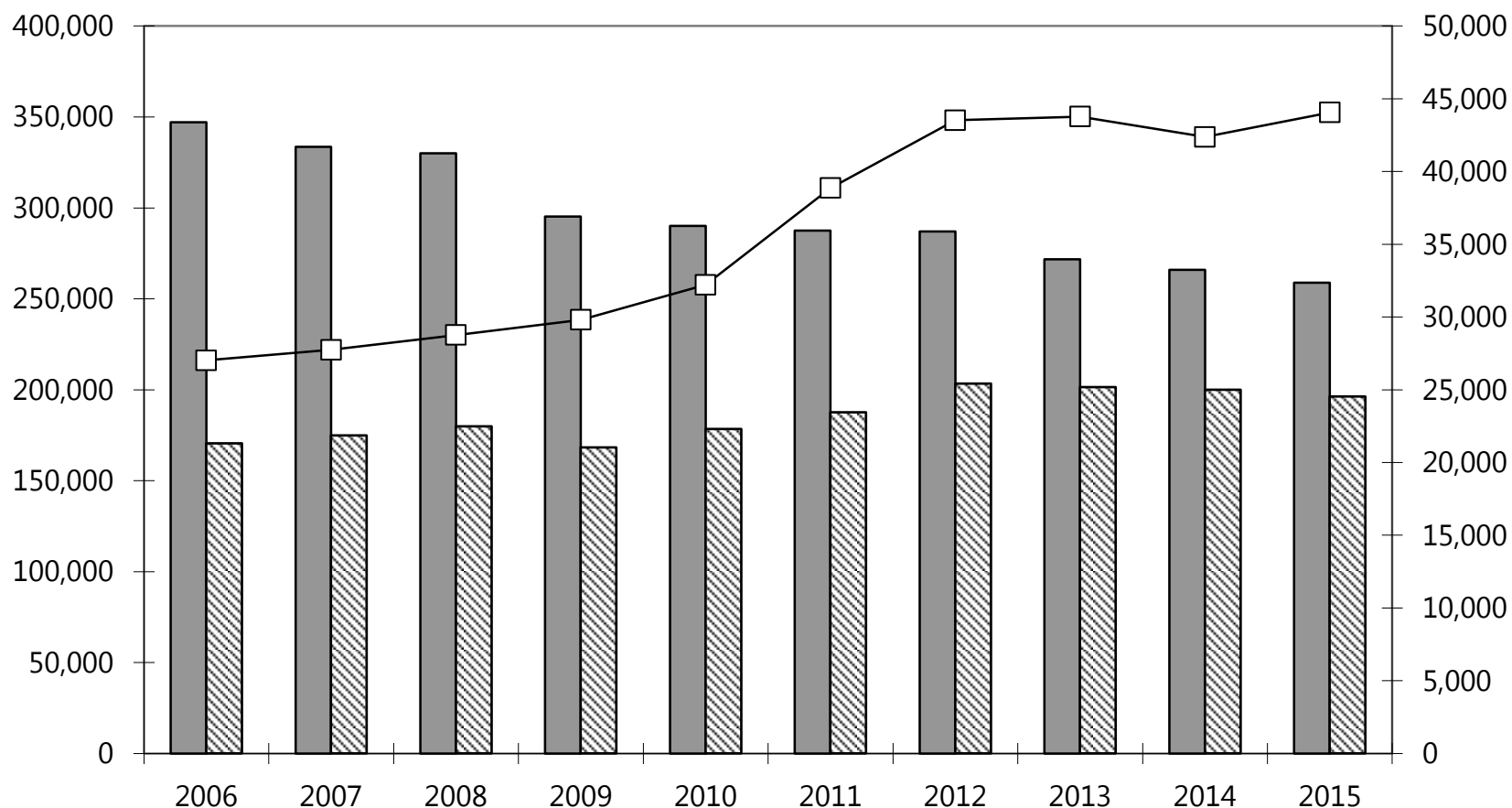
※斜線で示された四角形の大きさが2016年の出願件数を表しています

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2017/article_0002.html

出願人国別PCT国際出願件数の推移

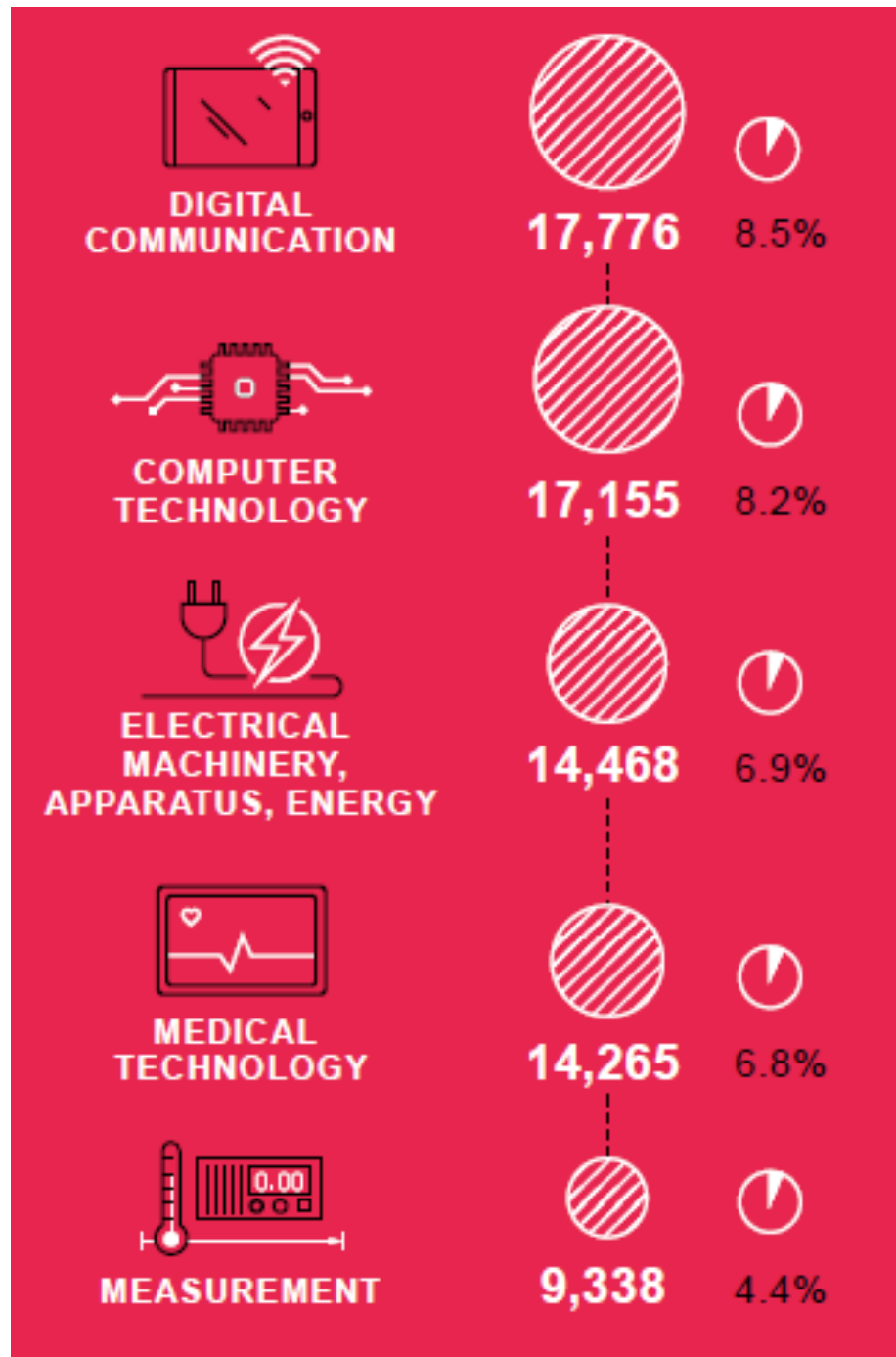


日本出願人による内外国への出願件数



- 国内出願：直接国内出願（出願日）及びPCT国内段階移行出願（移行日）の合計（左側の軸）
- ▨ 外国出願：直接外国出願（出願日）及びPCT国内段階移行出願（移行日）の合計（左側の軸）
- PCT出願：PCT出願（国際出願日）（右側の軸）

PCT国際出願の 上位5技術分野 (2016年)



2016年 PCT出願人 トップ10

	出願人	2016年の 公開件数	2015年か らの増減
1	ZTE Corporation (CN)	4,123	+1968
2	Huawei Technologies Co., Ltd. (CN)	3,692	-206
3	Qualcomm Incorporated (US)	2,466	+24
4	三菱電機(株)	2,053	+460
5	LG Electronics Inc. (KR)	1,888	+431
6	Hewlett Packard Development Company L.P. (US)	1,742	+432
7	Intel Corporation (US)	1,692	+442
8	BOE Technology Group Co., Ltd (CN)	1,673	+446
9	Samsung Electronics Co., Ltd. (KR)	1,672	-11
10	ソニー(株)	1,665	+284

14	シャープ(株)	1,205	+132
15	パナソニックIPマネジメント(株)	1,175	-10
20	オリンパス(株)	1,077	+463

※トップ10のうち40が日本出願人

2016年 PCT出願人（大学） トップ10

	全体順位	出願人(大学)	2016年の 公開件数	2015年か らの増減
1	(35)	University of California (US)	434	+73
2	(83)	Massachusetts Institute of Technology (US)	236	+23
3	(119)	Harvard University (US)	162	+4
4	(125)	Johns Hopkins University (US)	158	-12
5	(133)	University of Texas System (US)	152	-11
6	(172)	Seoul National University (KR)	122	+27
7	(198)	東京大学	108	+7
8	(207)	Leland Stanford Junior University (US)	104	+5
9	(220)	Hanyang University (KR)	101	+33
10	(232)	University of Florida (US)	97	-11
<hr/>				
20	(314)	京都大学	72	-4
21	(321)	名古屋大学	69	+40
24	(342)	大阪大学	65	-7

※トップ50の内訳は、米25、日6、韓6、中5、シンガポール2、
サウジアラビア2、英2、デンマーク1、スイス1、イスラエル1

国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)

- AT - オーストリア
- AU - オーストラリア
- BR - ブラジル
- CA - カナダ
- CL - チリ
- CN - 中国
- EG - エジプト
- ES - スペイン
- FI - フィンランド
- IL - イスラエル
- IN - インド
- JP - 日本
- KR - 韓国
- RU - ロシア
- SE - スウェーデン
- SG - シンガポール
- TR - トルコ (トルコ特許商標庁)
(2017年3月8日から運用開始)
- UA - ウクライナ
- US - 米国
- EP - 欧州特許庁
- XN - 北欧特許機構(デンマーク、アイスランド、ノルウェー)
- XV - ヴィシェグラード特許機構(VPI)
(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア)
(2016年7月1日から運用開始)

※フィリピン知的所有権庁 (IPOP HL) も申請中

※日本の出願人は ISA/JP、EP (英語)、SG (英語) を利用可能

第2部 PCTのメリット

PCTの主なメリット（1）

■ PCT締約国（152ヶ国）での出願日の確保

- みなし全指定：当初権利化予定外の国についても、対象国に加えることが可能（市場動向の変化等を考慮）

■ 簡便な出願・手続

- 日本語でのラストミニッツ出願（時差も利用可能）、国際事務局への直接出願（RO/IB出願）も可能
- 国際段階での一度の手続（補正、名称等の変更の記録等）

■ 優先日から30ヶ月の国際段階期間の活用

- 市場性調査、標準技術動向の見極め・公開後の該当技術の標準化への働きかけ

■ 国ごとの権利化時期の調整

- 個別の早期国内移行による特定国での早期権利化
- 移行時期をずらすことによる業務・費用ピーク発生の回避

■ 他庁国内段階での国際段階結果の利用、早期審査・料金減額

- PCT-PPHの利用

PCTの主なメリット（2）

■ コストの節減（少移行国数の場合でも効果有）

- 国内移行費用・翻訳費用の節減、先送り（未移行、翻訳時期の後倒し）
- 統一手続きによる費用節減、国内段階での応答回数減少も期待

■ 国際調査報告・見解書の活用

- 発明の事前評価への利用（特に調査困難な分野）、関連先行技術の予測
- 他社出願のウォッチングへの利用、パートナー企業の発掘

■ 国際公開の活用（仮保護の権利取得、先行技術化）

- ライセンシングの利用可能性の表示（PATENTSCOPE）



PATENTSCOPE
パートでご紹介

■ ダイレクトPCT出願（優先権主張無）の活用

■ 国際段階でのセーフガード（優先権の回復、引用補充等）

■ 国際出願に基づいた翻訳の国内段階での訂正

- 翻訳が困難な言語（中国語等）において誤訳訂正は特に有用

■ ePCTの活用



ePCTパートで
ご紹介

PATENTSCOPEとは

- 約5,900万件のPCT出願、国内及び広域特許文献を同時検索可能
- 明細書及び請求の範囲の機械翻訳による即時翻訳機能
- 多言語検索(CLIR)、化学化合物検索（一部のWO公報とUS公報が対象）等の便利な検索機能を搭載
- 現在48の官庁が国内段階移行情報を提供（今後全ての官庁に義務付け）
- 日・EPO・カナダの特許文献のドシ工情報も提供開始

10言語 + モバイル用
インターフェース

WIPO PATENTSCOPE

国際・国内特許データベース検索

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

検索 閲覧 翻訳 オプション 最新情報 User: kazuhide.fujita@wipo.int ヘルプ

ホーム > 知財権サービス > PATENTSCOPE

簡易検索

PATENTSCOPE は WIPO が提供する特許データベース検索サービスです。公開済みの PCT 国際出願 296 万件をはじめ、合計 5760 万件におよぶ特許文献を検索できます。データ収録範囲については次のリンクからご覧いただけます。 (->)

表紙 [] 官全 検索
庁:て

i New Chemical Structure Search functionality

i PCTパブリケーション45/2016 (2016/11/10)が公開されました。次の国際公開日はガゼット番号46/2016 (2016/11/17)になります。 [More](#)

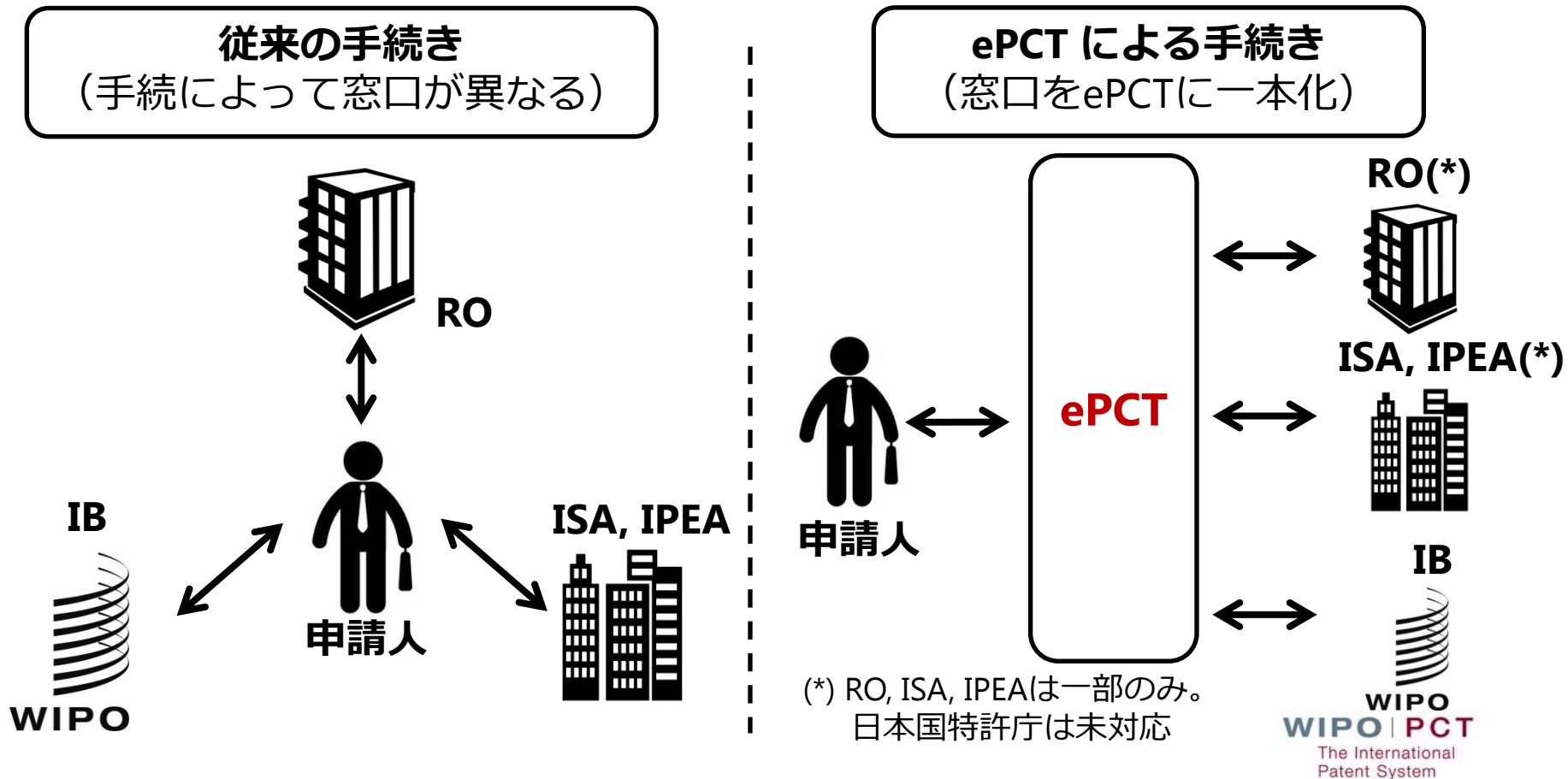
<https://patentscope.wipo.int>

PCT

The International
Patent System

ePCTとは

- ウェブ上で出願人・RO・IB・ISA・IPEA間のPCT手続きを行う為のサービス
- ユーザーインターフェイスはすべてのPCT公開言語（10言語）で利用可能
- 2017年5月現在、IBや一部の官庁に対する手続きでのみ利用可能



国際事務局への直接出願（RO/IB出願）

■ 出願方法

- ❑ 電子出願（**ePCT出願**、PCT-SAFE又はEPOのオンライン出願）
- ❑ FAX（14日以内に原本を提出）、郵送、持参

ePCTパートで
ご紹介

■ 出願言語

- ❑ **日本語で出願可能**（日本語出願の場合、以降の手続きでePCTを利用して書簡を提出する際に日本語を利用可能、IBからの通信は英語）

■ 管轄ISA/IPEAはRO/JPに出願する際と同じ（JP出願人のみの場合）

■ JP代理人がRO/IBに対する代理人として行動できる（JP出願人のみの場合）

■ 手数料の支払い方法

- ❑ クレジットカード、当座預金からの支払、銀行振込、郵便振替

■ 出願前に国の安全に関する規定を遵守する義務有り

■ 非管轄受理官庁に出願した場合、RO/IBに転送される（PCT規則19.4）

- ❑ 例：RO/USに日本語でPCT出願した場合等

WIPOウェブサイト：<http://www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html>

出願人の手引：http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_ib.pdf

PCT-PPH

- PCT国際段階で肯定的な見解（見解書、特許性に関する国際予備報告第I章又は第II章）を得た場合、参加国の国内段階で早期審査を受けることが可能



PPH参加国

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

	JP	US
特許査定率(%)	82.0 (71.5)	84 (68)
一次審査段階での特許査定率(%)	20.2 (-)	21.3 (14)
PPH請求から一次審査までの平均期間(月)	2.6 (9.3)	8 (-)
PPH請求から最終処分までの平均期間(月)	7.3 (15.2)	17.7 (-)
平均オフィスアクション回数	1.0 (-)	3 (3)

特許庁：<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/statistics.htm>

2017年3月時点で掲載のPCT-PPH案件を含む統計データ
()内は全出願のデータ

ダイレクトPCT出願（優先権主張無しの出願）

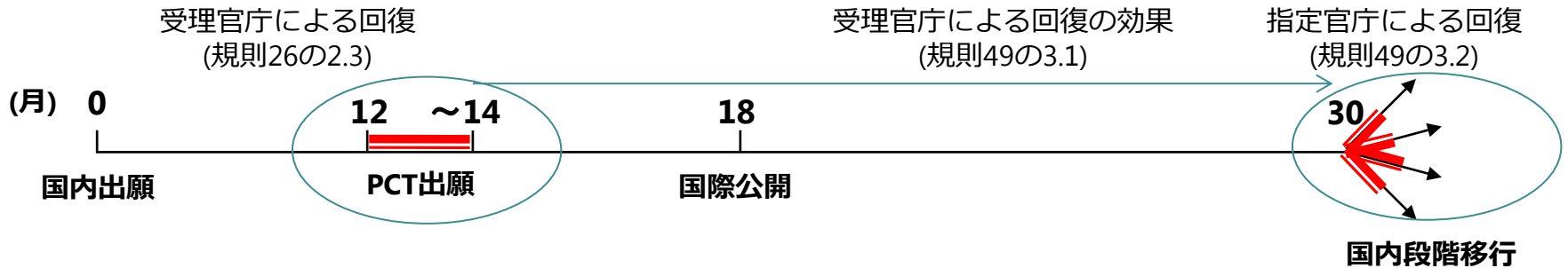
- （国際出願日 = 優先日なので）早期にISR及び見解書を入手可能



- ❑ ISRの内容を考慮した上で、出願取下げによるノウハウ化の検討やそのPCT出願を優先基礎とするPCT出願を行うことが可能
- ❑ 発明者への早期フィードバックが可能、ISRへの対応策検討も容易
- ❑ 国際公開前の早期国内段階移行も可能（肯定的な見解が得られた場合、早期国内段階移行+PCT-PPHにより、国際公開前の権利化も可能）
- ❑ 出願管理がPCT基準で統一されることによる管理負担の軽減

優先権の回復（1）

■ 万が一、優先期間（12ヶ月）を過ぎてしまった場合の救済措置



- ❑ 優先権の主張を伴ったPCT出願において、国際出願日が優先期間（12ヶ月）の満了日後になってしまった場合でも、当該満了日から2ヶ月以内であれば、優先権の回復を請求することが可能（参考：PCT出願人の手引 国際段階の概要5.062-5.069、国内段階の概要6.004-6.011参照）
- ❑ 優先権回復を請求する際には、優先期間内に国際出願が提出されなかったことの理由を説明した陳述書を添付する必要あり
- ❑ 国際出願日が先の優先日から14ヶ月以内である限り、優先権の回復請求が認められたか否かにかかわらず、当該優先権の主張は、PCT出願において維持され、国際段階における期間の起算となる（ただし国内段階における当該優先権主張の有効性は保証されない）

優先権の回復（2）

- 回復のための基準（各官庁が選択（又は両方）採用）：
優先期間の徒過が、
 - 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
 - 故意ではない場合
- 主な官庁の優先権の回復のための基準と手数料

	受理官庁(RO)	指定官庁(DO)	手数料
日本(JP)	相当な注意	相当な注意	無料
米国(US)	故意ではない	故意ではない	USD 1,700
欧州(EP)	相当な注意	相当な注意	EUR 640
中国(CN)	相当な注意 故意ではない	—	CNY 1,000
韓国(KR)	—	—	—
国際事務局(IB)	相当な注意 故意ではない	—	無料

優先権の回復を請求する場合
RO/IBへの出願を推奨

- 全締約国の情報（複数の官庁が適用を留保）
<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

優先権の回復（RO/IBにおける運用）

■ 「相当な注意」の基準

- ❑ 合理的に注意深く行動する出願人（代理人がいる場合は代理人も）であればとったであろうあらゆる手段をとっていたことを説明する必要有り
- ❑ 例えば信頼性のある記録管理、バックアップ及びリマインドシステムが構築されていること、信頼性があり、適切に訓練され、指揮された職員がこれらのシステムを使用して過去に誤りがなかったこと、及び当該事例において優先期間の満了までに提出できなかったことが単独の事象であることを証明（陳述書において詳細に説明）しなければならない
- ❑ 知識の欠如、財政的制約、業務負荷の増大、担当者の急な退職・人事異動等の理由のみでは認められない場合が多い

詳細については受理官庁ガイドライン 166J-Mを参照（以下JPOによる仮訳）

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pdf/pct26-2_3_yusenken/rogl_kariyaku.pdf

■ 「故意ではない」の基準

- ❑ 優先期間内に出願できなかったことが故意ではなかったことが陳述書に明示的に記載されていれば、基本的に回復が認められる

RO/IBでは、「相当な注意」の基準で回復が認められなかった場合でも、「故意ではない」の基準で回復が認められる可能性が高い

第三者情報提供制度

- ePCT上から（PATENTSCOPEにリンクあり）、国際公開済みのPCT国際出願に対して、**新規性や進歩性に関する第三者による情報提供**を行うことができる
 - 国際公開以降、優先日から28ヶ月までの間に提出可能（無料）
 - 各提供者は、各国際出願につき1回のみ情報提供が可能
 - 情報提供は国際公開言語のいずれかで行うが、先行技術文献の写しについてはいかなる言語でも提出可能
 - 匿名での情報提供も可能
 - 提供された情報は、IBから出願人や関係国際機関（ISA等）に送付され、PATENTSCOPEで閲覧可能（先行技術文献の写しは除く）となる
 - 出願人は優先日から30ヶ月まで情報提供に対するコメントを提出可能
 - 優先日から30ヶ月の期間の満了後、提供された情報や出願人からのコメントは国内官庁に送付される（考慮するか否かは官庁次第）

ePCTパートで
ご紹介

WIPOウェブサイト：http://www.wipo.int/pct/ja/faqs/third_party_observations.html

JPOウェブサイト：http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_third.htm

PCTの戦略的な活用（出願前の主な検討事項）

- PCTルートかパリルートかの選択
 - 権利取得を目指す国
 - 権利化までのスピード
 - 技術の特性、市場動向、競業動向
 - 準備期間、予算
- 受理官庁（RO）の選択（RO/JP、RO/IB）
 - 出願方法（JPO-PAS、ePCT）や手数料の支払方法等の選択肢
 - 優先権回復の採用基準
 - 受付時間、閉庁日
- 国際調査機関（ISA）の選択（ISA/JP、ISA/EP、ISA/SG）
 - 国際調査報告（ISR）の品質（言語、調査対象も含む）や適時性
 - コスト（調査手数料、英語出願の初期費用）
 - 国内段階移行時の有用性（PCT-PPH、手数料減額、早期権利化）

PCTの戦略的な活用（出願後の主な検討事項）

- ISR、見解書の受領後
 - 19条補正（誤りの訂正、提示された先行技術の回避、競業他社製品の包含、仮保護の範囲の確定）
 - 非公式コメントの提出（PATENTSCOPEで公開され、指定官庁へ送付）
 - 国際出願の取下げ（国際公開の回避）
- 国際予備審査
 - 請求の範囲に加え、明細書、図面の補正が可能
 - ISA見解書に対する公式な反論（審査官との面接も可能）、肯定的な見解を得る最後の機会
- 移行国・移行時期の選択
 - 生産・開発拠点、市場・競業動向
 - 権利取得・維持にかかるコストや権利行使可能性
- 各国への移行時
 - 各国の様式、運用にあわせた明細書、請求の範囲への補正（否定的見解への対応を義務付けている国も）、PCT-PPHの利用

第3部 実務アドバイス

国際出願に関する欠陥の補充（1）

- 願書作成時には、各種書誌事項の誤りや添付ファイルの付け間違い等に注意（ePCTを利用する場合、自動的に様々なチェックを実施）
- 出願後速やかに、**出願書類をオンライン（JPO-PAS、ePCT）で必ず確認**
 - 特に明細書中の表や図面等の明瞭性を確認
 - ePCT出願の場合、同日付け補充（明細書等の差替え・補充）も可能
- 欠陥を発見した場合には所定の期限内に補充（訂正）を行う
 - 明細書、請求の範囲、図面の欠陥については引用補充も検討（次ページ）
 - 優先権主張の補充、追加（規則26の2）
 - 国際出願日から4ヶ月以内、又は
 - 次の期限が上記4ヶ月よりも遅い場合、次の期限のうち早く満了する期限：
 - (a)補充又は追加前の優先日から16ヶ月
 - (b)補充又は追加後の優先日から16ヶ月
 - RO又はIBが優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、かつ、上記期間の満了の後、1ヶ月以内に受理した優先権主張の補充（※補充のみ）は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす（規則 26の2.2(b)）
 - 申立ての補充・追加（規則26の3：優先日から16ヶ月または国際公開の技術的準備が完了する前にIBに到達）
 - 明白な誤記の訂正（規則91：優先日から26ヶ月以内に権限のある機関に提出）

国際出願に関する欠陥の補充（２）

■ 引用による補充

- 優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が誤って欠落している場合には、国際出願日に影響を与えることなく補充可能
 - 要素 = 明細書の全部、請求の範囲の全部
 - 部分 = 明細書の一部、請求の範囲の一部、図面頁の一部又は全部
- 要件:
 - 基礎出願が欠落要素又は部分を完全に包含（規則20.6(b)）
 - 出願の時点で優先権主張していた先の出願の内容のみが対象（後から追加された優先権主張の基礎出願の内容は不可）
 - 引用による補充の確認を期限内（出願から2ヶ月又は訂正の求めから2ヶ月）に行う（規則20.6及び20.7）
- 要素及び部分が「誤って」提出された場合（一見完全な明細書、請求の範囲が提出されている場合）の出願の補充については、各国で運用が異なる
 - 日本や米国はこのような引用補充を認める立場だが、EPOは認めず
 - PCT作業部会において、国際段階における異なる運用の解消に向けた議論が継続中

※現在複数の受理官庁及び指定官庁が適用を留保している

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

願書に記載するあて名について

IBからのお願い

- 記録（特に代理人の宛名）に変更があった場合は、速やかに規則92の2に基づく変更の要請（後掲）を提出してください
- 建物名のみではなく事務所名も入れていただくと助かります
- 長い部署名は記載されない方が無難です（行の終わりが見えない場合有り）
- 国際事務局からの通知に関しては、可能であれば電子メールによる送付もご利用ください

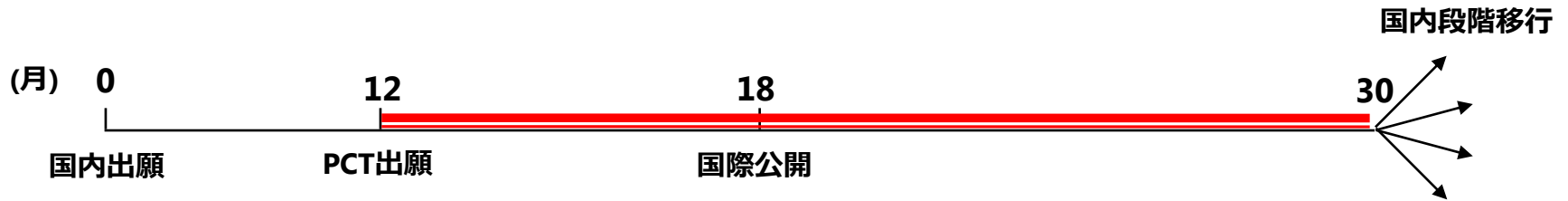
■ 電子メールによる通知の送付について

- 現在IBと少数の官庁が電子メールによる通知の送付を実施（JPOは不可）
- 「事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する」又は「電子メールによる通知のみを希望する（書面による通知の送付は希望しない）」の二つのオプションを選択可能
- 電子メールアドレスの詳細を最新のものとして、電子メールの受信がブロックされる状態を回避するのは出願人の責任
- 電子メールアドレスに変更があった場合、または事後的に電子メールによる通知の送付を希望する場合には、規則92の2に基づく変更の要請を行う※

※PCT Newsletter 2017年3月号の実務アドバイスを参照

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2017/3_2017.pdf

規則 92の2に基づく変更（名義変更等）について



- 優先日から30ヶ月以内にIBが変更の要請を受理する必要有り
 - 国際公開に間に合わせたい場合、国際公開の技術的準備が完了する前（公開日の15日前）にIBに到達している必要有り

■ IBへ直接提出することを推奨

- ePCTの利用を推奨

氏名・名称変更(name)と名義変更(person)は異なります
ePCTオンラインアクションを用いて名称変更等する際の
注意点について、ePCTパートでご紹介します

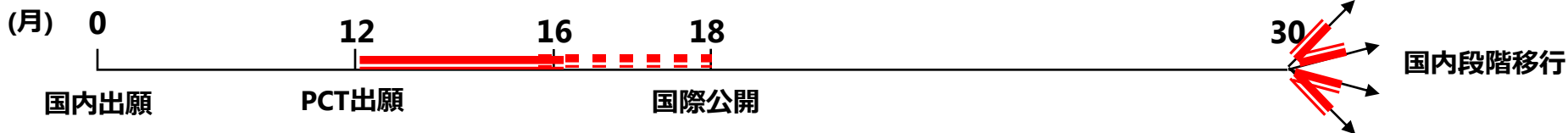
- カバーレター（権限のある者の署名が必要）と請求の内容を記載した書簡を提出

- 特許庁のホームページで公開されている様式も適宜参照
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pdf/h28jitsumu-pct/youshiki2.pdf

- 複数のPCT出願についてまとめて変更することも可能

- IBに対して複数の国際出願に係る規則92の2に基づく変更の記録要請（Multiple Rule 92bis requests）を行う（ePCT推奨）

優先権書類の提出について (1)



- 優先権書類の提出方法：
 - (1) ROに対し優先権書類を作成しIBに送付するよう請求（優先日から16ヶ月）
 - (2) デジタルアクセスサービス（DAS）を利用（国際公開日前）
 - (3) RO（優先日から16ヶ月）又はIB（国際公開日前）に直接提出
- IBが優先権書類を期間内に受領したら出願人にIB/304を送付、優先権書類は国際公開時に公開され、国内段階移行時にDOに送達される
- 優先権書類の提出期限を過ぎてしまった場合、国内段階移行時にDOに優先権書類を提出（国内法で認められている場合のみ）

願書の記載

第VI欄 優先権主張及び優先権書類				
以下の先の出願に基づく優先権を主張する：				
先の出願日 (B. 月. 年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				
<input type="checkbox"/> 他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。				
優先権書類の提出：				
<input type="checkbox"/> 受理官庁に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。 <input type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 優先権(1) <input type="checkbox"/> 優先権(2) <input type="checkbox"/> 優先権(3) <input type="checkbox"/> その他は追記欄参照				
<input type="checkbox"/> 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則17.1(b)の2)の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。）を電子図書館から取得することを請求する。 <input type="checkbox"/> 優先権(1) <input type="checkbox"/> 優先権(2) <input type="checkbox"/> 優先権(3) <input type="checkbox"/> その他は追記欄参照 アクセスコード _____ アクセスコード _____ アクセスコード _____				

出願日は間違っていないですか？

出願番号は間違っていないですか？

(1)の場合ここにチェック：優先権証明願などの提出が必要

(2)の場合ここにチェック：DASのアクセスコードを忘れずに記載

(3)の場合どちらにもチェックしない：優先権証明書を願書に添付して提出

優先権書類の提出について（２）

■ DASを利用する際の留意点：

O(オー)と0(ゼロ)の書き間違いに注意！
JPOのアクセスコードで使用されるのは
A-Fのみであり、O(オー)は含まれません

（１）事前にDASのアクセスコードを取得

- JPOに対してインターネット出願ソフトを用いて出願し、オンラインで受領書（出願番号通知）を受信した場合には、アクセスコードが併記される（2016年3月20日以降）
- 上記が適用されない場合はアクセスコード付与請求書をJPOに提出

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/youusennkenn_das_tetsuduki.htm#daiichi

（２）DASの利用請求をする場合、**必ずDASのアクセスコードを併記**

- アクセスコードが記載されていない場合、エラーとして出願人にIB/345が通知され、アクセスコードの提出が要求される（コードの誤記にも注意）

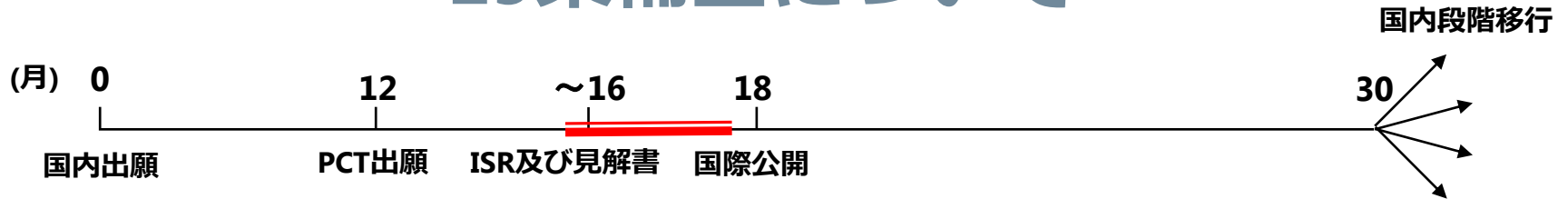
（３）出願後にDASの利用請求をする場合、IBへの提出書簡（**ePCTの利用を推奨**）において優先権の出願番号とアクセスコードを対応させる形で記載する

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pdf/h28jitsumu-pct/youshiki5.pdf

IBからのお願い

- 優先権主張の補充又は追加を行う際にDASの利用請求も同時に行う場合は、IBへの提出書簡に「優先権主張に関する手続補正書を受理官庁へ提出済」等記載するか、別途、担当チームに電話やメール等でお知らせ下さい

19条補正について



■ IBに直接提出 (×受理官庁)

□ ePCTの利用を推奨

□ FAXで提出した場合は、14日以内に原本をIBへ提出

■ 期限：ISRの送付から2ヶ月又は優先日から16ヶ月の遅い方まで

□ ただし、当該補正が国際公開の技術的準備が完了する前にIBに到達した場合には、前記期間の末日にIBが受理したものとみなす

■ 添付書簡において、補正の根拠を明示的に記載

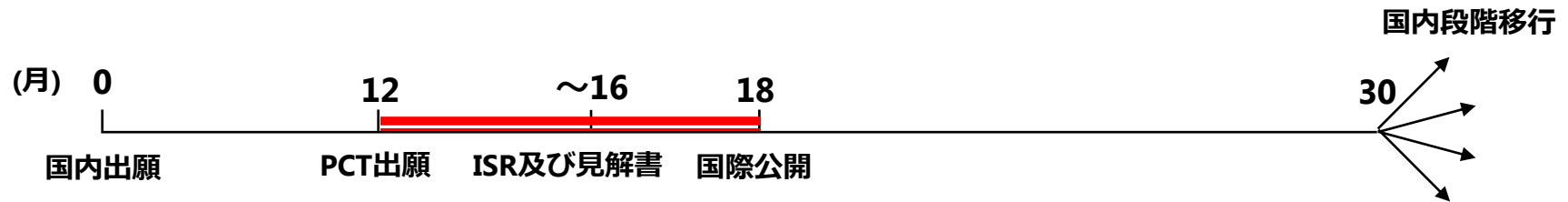
□ PCT Newsletter 2010年9月号の実務アドバイスを参照

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2010/newslett_10.pdf

IBからのお願い

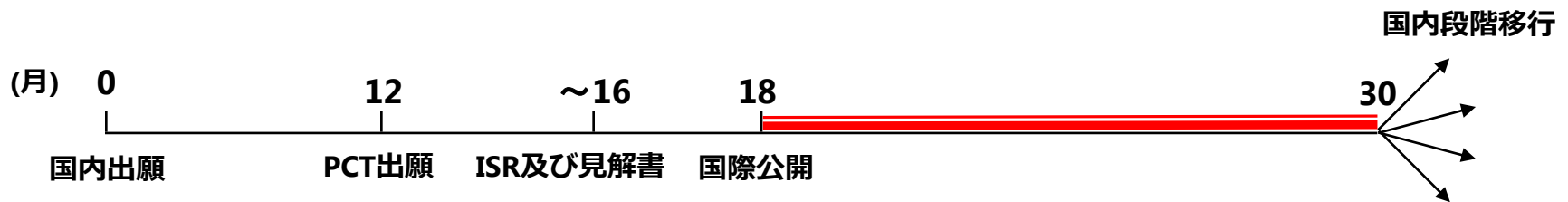
- 19条補正をIBに提出する際は、請求の範囲のテキストをコピー・アンド・ペースト可能なPDFファイルで作成していただき、ePCT経由で提出頂ければ、その後のIBでの処理が非常にスムーズになります

国際公開日はいつ？公開を回避する方法は？



- いつ？ 優先日から18ヶ月（経過後できるだけ早く）
 - 原則、毎週木曜日に**PATENTSCOPEで公開**
 - 正確な公開日は、個別案件の担当（後掲の「WIPOへのお問い合わせ（1）」を参照）に確認
 - 公開日は未公開情報なので、電話での問い合わせの場合は、願書に記載のファックス番号（または電子メールによる通知を許可していればそのアドレス）へ公開日を通知する
 - **ePCT上で公開予定日やフロントページのプレビューを閲覧可能**
- 国際公開を回避するには？
 - 公開の技術的準備が完了する前（公開日の15日前）までに取下げ通知がIBに到達（× 受理官庁）している必要あり（ePCTアクション機能の利用、又は様式PCT/IB/372のアップロードを推奨）
 - 全出願人の署名が必要（代理人が行う場合は、全出願人からの委任状が必要）

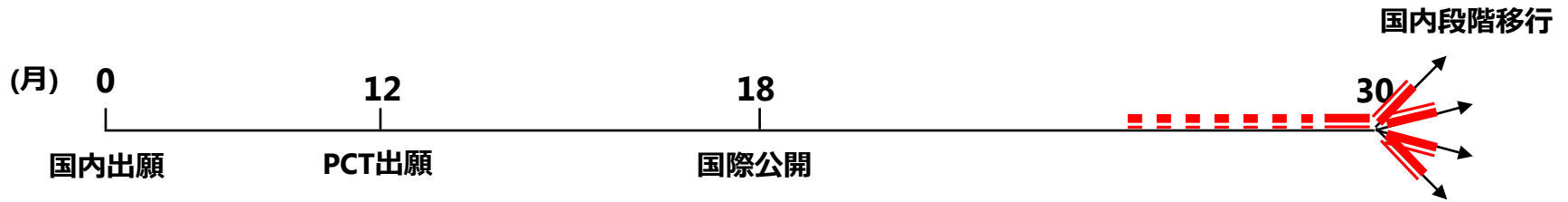
発明の名称や要約の翻訳文について



- 日本語の国際出願の場合、発明の名称や要約は日本語及び英語の双方で国際公開されるが、その際の翻訳文は国際事務局（IB）の責任において作成される（規則48.3(c)）
- 修正するには？
 - 作成された翻訳文が明らかに誤っている場合（例：誤記や専門用語の使用方法が不適切な場合等）、より適切な翻訳文を書簡形式でIBに提出することが可能（※ただし事前の受付はしていない）
 - IBにおいて書簡の内容が妥当と判断された場合には、訂正された国際公開公報が発行される

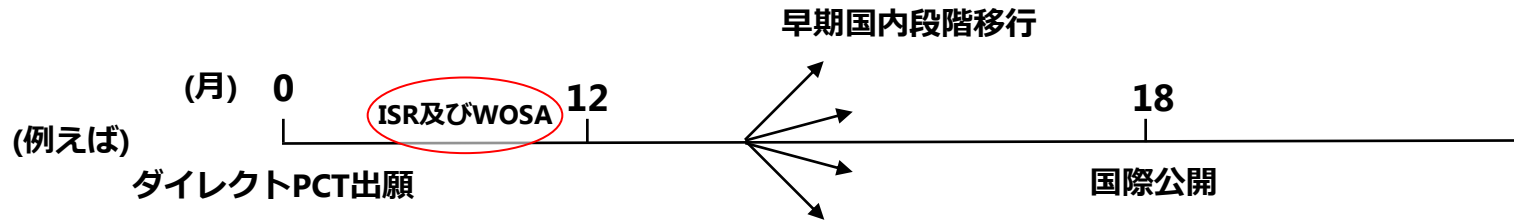
※発明の名称については、出願人が任意で英訳語を提出できるようにする案が検討されています

国内段階移行時の留意点



- 各国の移行期限や必要な手続きの確認
 - PCT出願人の手引「国内段階の概要」を参照
 - 各国の国内段階移行期限
http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html
 - 万一移行期限を過ぎてしまった場合は、規則49.6に基づく権利の回復を検討（適用を留保している国もあり）
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html
- 優先日から30ヶ月の満了前に書誌事項（出願人名等）の最終確認
 - ラストミニッツでの規則92の2に基づく変更
- 国際段階で優先権書類を期限内に提出できなかった場合はDOに直接提出
 - DO/JPは優先日から32ヶ月以内（DASは受け付けず、リマインダー無し）
- 現地代理人との早期の情報共有を推奨（ePCTやPATENTSCOPEも利用可能）

早期国内段階移行時の留意点



- PCT第23条(2)及び第40(2)には、指定／選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる旨規定（ただし、国際公開前には出願の処理を行わない官庁も有り）
- IBからDOへの書類の送達（第20条）は、国際出願の国際公開より前に行うことはできないが、規則47.4に基づきIBからDOへの送達を請求することが可能
- どのように？
 - 出願人又は指定官庁がIBに請求
 - （1）第23条(2)の規定に基づき、公開前に当該DOに国内段階移行し、審査請求を行った旨の記載、（2）規則47.4に基づき、IBから当該DOへ国際出願を20条送達するよう請求する旨の記載、（3）規則44の2.2(b)に基づき、IBから当該DOへISAの見解書を送達するよう請求する旨の記載
- 見解書の翻訳文の早期入手については規則44の2.3(d)、国際予備審査報告の翻訳文の早期入手については規則73.2(b)を参照

第4部

PCTの最新動向及び情報の取得

最新動向

■ PCT 規則の改正 （2016年7月1日発効）

- 国際公開の対象（規則48）又は公衆アクセス可能なファイル（規則94）からの特定情報の省略（2016年7月1日以降の国際出願に適用）
 - (1)当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと
 - (2)当該情報の公開又は公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - (3)当該情報を利用する優先的な公共の利益がないことという**3つの要件全て**を満たす場合に省略が認められる
- 出願人による理由を示した請求（IBに対して）が必要
 - 様式IB384の利用を推奨
 - 省略したい情報を具体的に特定した上で、上記3つの要件を満たす**理由を具体的に説明**することが必要
 - 当該情報が省略された差替え用紙、及び差し替えられる用紙との相違について注意喚起する書簡を添付（該当する場合）
- 請求期限
 - 国際公開の対象（国際公開の技術的な準備の完了前）
 - 公衆アクセス可能なファイル（請求期限なし）

※PCT Newsletter 2016年7-8月号の実務アドバイスも参照

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett_2016.pdf

最新動向

■ PCT 規則の改正 (2016年7月1日発効) (続き)

- 優先権回復請求に関して提出された書類の受理官庁 (RO) による国際事務局 (IB) への送付義務付け (規則 26の2.3)
 - ROは、出願人から提出された書類のうち公開に適さない機微な情報 (規則48、96と同様の3つの要件を満たす情報) を除いてIBに送付する
 - 出願人による理由を示した請求 (ROに対して)、又はRO自身の決定に基づいて判断
 - 特定の様式はなし (書簡においてPCT規則26の2.3(hの2)に基づく請求であることを明示し、IBへの送付を希望しない情報を具体的に特定した上で、3つの要件を満たす理由を具体的に説明)
 - 差替え用紙による対応 (該当する場合)
- IBとの通信言語の拡張 (規則92.2(d)、実施細則第104号(c))
 - IBは出願人が **ePCTを利用して通信する場合**に、英語及び仏語に加え、国際出願の公開言語でIBへ通信することを許可 (すなわち日本語出願の場合は日本語の書簡を提出可能に)
- 特定の期限が遵守されなかった場合の遅滞理由に“電子通信サービスの全般的な不通”を追加 (規則 82の4)
 - 特定の建物や単独のユーザーに関わる局地的なものではなく、広範な地域又は多くの人に影響する不通に適用する

最新動向

■ PCT 規則の改正 (2017年7月1日発効)

- 受理官庁 (RO)による先の出願の調査/分類結果の国際調査機関 (ISA) への送付(規則 12の2、23の2及び41) (2017年7月1日以降の国際出願に適用)
 - ROが既に先の出願の調査/分類付与を実施している場合、ROはその結果を**原則として出願人の許諾なしにISAに送付**
 - ただし、**RO/JPを含む複数の庁が適用を留保**しており、それらの官庁に出願する際に利用可能な、**出願人の許諾を得るためのチェックボックスが願書に追加**される
- 指定官庁 (DO)による国内段階移行情報及び関連データの国際事務局への送付 (規則 86及び95) (2017年7月1日以降の国内段階移行に適用)
 - 国内段階移行日、国内出願番号、国内公開番号及び公開日、特許付与日、特許番号及び付与された特許の国内公開日についてIBへ通知
 - 通知された移行情報は**PATENTSCOPEから閲覧可能**
- 補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月を優先日から22ヶ月へ延長 (規則45の2.1)

■ その他国際事務局 (IB) 関係

- 小切手による支払いの受付停止 (2017年1月1日)

最新動向

■ 日本国特許庁（JPO）関係

□ 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の留意点（2016年12月）

- お問い合わせの多い手続きについて紹介

http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan1/shutugantetuzuki/pdf/index/ryuuiten.pdf

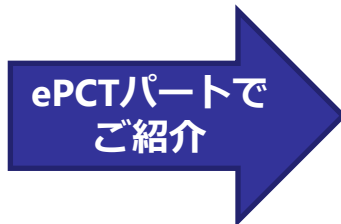
□ インターネット出願ソフト（JPO-PAS）による英語出願の受付開始（2016年10月2日）及びPCT-SAFEによる国際出願の受付終了（2016年12月31日）

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/pctapplicationsoft.htm

□ JPO-PASにePCTのeOwnership権限取得機能を追加（2017年1月1日）

- JPO-PASを利用して出願する際に（ePCT上で事前に取得した）ePCTのカスタマーIDとeOwnership codeを記入することで、当該出願のeOwnershipの権限を自動的に取得可能に

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/2_version/past.html#i2.90



PCT関連会合

- 第23回PCT-MIA: 国際調査及び予備審査に関連する事項について議論する国際（調査・予備審査）機関による会合
 - 会期: 2017年2月8日～2月10日（@レイキャビク）
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42066

- 第10回PCT作業部会: PCTに関する時事問題の議論及びPCT制度の実行可能な改善を提案するための全てのPCT締約国による会合
 - 会期: 2017年5月8日～5月12日（@ジュネーブ）
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42289

- 第49回PCT同盟総会: PCTに関する事項の主議決機関
 - 会期: 2017年10月2日～10月11日（@ジュネーブ）（予定）
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42291

検討中の主な議題

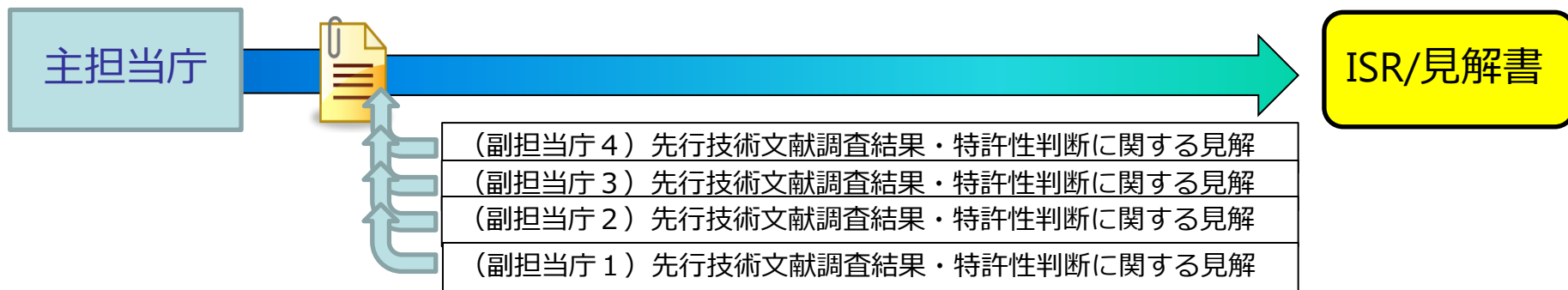
- PCT-MIA（2017年2月8日～2月10日）
 - 品質サブグループ（品質管理システム、品質メトリクス、サーチ戦略の記録と共有、標準化項目、発明の単一性 等）
 - ISA/IPEAの任命延長手続
 - 協働国際調査及び審査の試行プログラム（後掲）
 - PCT最小限資料の改訂
 - 要約及びフロントページの図面の語数
 - CPC等の国内分類のフロントページへの記載

- PCT作業部会（2017年5月8日～5月12日）
 - MIAで議論された主要な事項
 - PCT電子サービス（eSearchCopy、ePCT等）
 - PCT手数料収入（途上国の大学及び公的研究機関への手数料減額、為替変動の影響の低減、手数料減額対象の明確化）
 - 発明の名称の英訳（出願人が任意で英訳を提出可能に）
 - 誤って提出された要素又は部分の訂正

etc.

(参考) PCT協働調査について (JPO資料を元に作成)

- PCT協働調査では、一つのPCT出願に対して、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して特許可能性に関する判断を行い、一つの国際調査報告・見解書を作成し、出願人に提供する



出願人のメリット

- ✓ より高品質な国際調査報告を得ることができ、より高い予見性を持って世界各国で特許権を取得できるようになる (世界各国でより円滑に事業を展開することが可能に)

<検討状況・今後のスケジュール>

- 2016年6月2日の五大特許庁長官会合において、PCT協働調査の五大特許庁（日米欧中韓）による試行開始に合意。五庁が協働して先行技術調査や特許性判断を行う世界初の取組
- 試行プログラムの詳細について、五庁PCT協働調査プロジェクト専門家会合で議論中
 - 対象案件を出願人が選定し、主担当庁に適用を申請
 - 各庁主担当庁として最低100件受付予定
 - 試行当初は英語出願を対象（英語以外の出願についても翻訳文の提出による受付を検討）
 - 試行期間は追加料金は不要
 - 2017年6月1日の五大特許庁長官会合において試行開始日が決定される予定
- 将来的な在り方について、ユーザーニーズや効果等の試行結果を分析した上で検討

PCT – 今後の改善の方向性

*“The key to future improvements lies in **putting renewed emphasis on the “Cooperation” aim which underpins the Treaty**. No doubt, changes to the legal framework will continue to play a supportive role. However, in the view of the International Bureau, it is now mainly up to the Contracting States and the national and regional Offices which perform roles under the Treaty to put further life into that “Cooperation” aim with a view towards making the PCT system fully effective as the tool to support innovation, investment and development that those same Contracting States designed it to be.”*

“将来の改善の鍵は、**この条約 (PCT)を支える「協力」という目的に改めて重点を置く**ことにあります。法的枠組みの変更が引き続き支援的な役割を果たすことには疑いはありませんが、この「協力」という目的をさらに進展させて、PCT制度を締約国が意図したとおりイノベーション、投資および開発を支援するためのツールとして十分に効果的なものとするのは、主としてこの条約の下で役割を果たす締約国、国内／広域官庁次第であると国際事務局は考えています。”

(WIPO事務局長のメモランダム*より抜粋)

* The PCT System — Overview and Possible Future Directions and Priorities
<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/3million/pdf/memo.pdf>

重点課題

■ 品質

- ❑ 国際段階の成果物（ISR等）の品質と一貫性の向上
- ❑ 国際段階の成果物の有用性を測定する品質メトリクスの構築
- ❑ 品質フィードバック体制の構築（DOやユーザからのフィードバック）
- ❑ 協働調査及び審査の検討
- ❑ 適時性の改善（ISA/IPEA、RO）
- ❑ 管轄ISA（出願人が選択できるISA）の拡大（競争原理の導入）

■ 国際段階成果物に対する理解の促進／利用性の向上

- ❑ サーチ戦略、標準化項目、引用文献の参照箇所の説明 等

■ 出願人のアクションを促すための適切なインセンティブの設定

- ❑ PCT-PPH、否定的見解への応答、国内段階での手数料減額 等

■ 情報の共有を効果的に支援するITシステムの構築

- ❑ **PATENTSCOPE**、WIPO-CASE、データ交換、XML化 等

■ **ePCT**（利用官庁の拡大、M2M、国内段階移行 等）

■ 手数料支払の仕組（ネットティングの導入 等）

■ 途上国におけるPCTの利用促進

- ❑ 特許審査官への研修、手数料減額（SMEs、大学、研究機関、個人）

PCTホームページ : <http://www.wipo.int/pct/ja>



10言語対応

ホーム > IPサービス > PCT

WIPO | PCT

PCT - 国際特許制度

特許協力条約(PCT)は、出願人が自身の発明について国際的に特許保護を求める際に役立ち、各国特許庁の特許付与の判断を助けるとともに、これらの発明に関する豊富な技術情報の利用を促します。PCTに基づく一つの国際特許出願を行うことで、非常に多数の国で同時に発明の保護を求めることが可能です。PCTについての詳細はこちらをご覧ください [PDF](#)。

PCT 締約国は現在 152 ヶ国



最近のPCT加盟情報



英語版

PCTの節目: 3百万件



電子メール アップデート

PCTニュースレター (月次のPCT最新情報、手数料やセミナー関連の情報を含む) (英語のみ)

サインアップ

ニュースレター

News

[PCT Newsletter \(PCTニュースレター\)](#) [PCT Highlights \(PCTハイライト\) \(英語版\)](#)

[ePCT最新リリース情報 \(英語版\)](#) [PCT年次報告](#)

ご注意ください: WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について

WIPO | PCT
The International
Patent System

次のスライド参照

WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について

<具体例>

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

REG: INTERNATIONAL PATENT APPLICATION
PUBLICATION NUMBER:

INVOICE
DATE:

INVOICE/ACCOUNT NUMBER:

APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE
1,998,80 €

PAYMENT TERMS:
APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE NEEDS TO BE PAID **WITHIN 8 DAYS** OF RECEIPT OF PAYMENT NOTIFICATION

PAYMENT DETAILS:
BENEFICIARY: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
BANK: RAIFFEISENBANK
ACCOUNT: 16110000121500271
IBAN: BA391610000121500271
SWIFT/BIC: RZBABA2S

Priority Data:

International Application No.:

Publication Date: **Publication Number:** **International Filing Date:**

IMPORTANT: UPON PAYMENT RECEIPT IN THE AMOUNT OF EUR 1,998,80 BY THIS OFFICE, APPLICATION PROCESSING WILL COMMENCE APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION OF YOUR INTERN. PATENT APPLICATION: Below find summarization of published Intern. Patent Application in the WIPO Patentscope Gazette!

IMPORTANT: APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE IN THE AMOUNT OF **EUR 1,998.80** NEEDS TO BE PAID **WITHIN 8 DAYS** OF RECEIPT OF PAYMENT NOTIFICATION FOR APPLICATION PROCESSING

INVOICE/ACCOUNT NUMBER :			
ITEM	DESCRIPTION	CURRENCY	AMOUNT
001	APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE INTL. PATENT APPLICATION INTL. APPLICATION NUMBER: PUBLICATION DATE:	EUR	1,998,80
002	PROCESSING FEE	EUR	0,00
	USE BELOW DETAILS FOR PAYMENT: BENEFICIARY: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE BANK: RAIFFEISENBANK ACCOUNT: 16110000121500271 IBAN: BA391610000121500271 SWIFT/BIC: RZBABA2S		
	SUBTOTAL	EUR	1,998,80
	TRANSFER FEE	EUR	0,00
	ADDITIONAL PUBLICATION FEE	EUR	0,00
	INVOICE TOTAL	EUR	1,998,80

WE REMIND YOU THAT THE **INVOICE/ACCOUNT NUMBER** MUST BE CLEARLY IDENTIFIED IN THE BANK TRANSFER ORDER

THE APPLICATION REGISTRATION AND PUBLICATION FEE IN THE AMOUNT OF **EUR 1,998.80** HAS TO BE CREDITED **WITHIN 8 DAYS** OF THIS NOTIFICATION TO: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

WIPO-World Intellectual Property Office, 32 chemin des Colombettes, CH-1211 Geneva 20, Switzerland
www.wipo.int / Email: invoice@wipo.int

<ウェブサイト>

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Media | Meetings | Contact Us | My Account | English

IP Services | Policy | Cooperation | Reference | About IP | Inside WIPO | Search WIPO

Home | IP Services | PCT System | Warning

WIPO | PCT

WARNING: Requests for Payment of Fees

It has come to the attention of the International Bureau that PCT applicants and agents are receiving invitations to pay fees that do not come from the International Bureau of WIPO and are unrelated to the processing of international applications under the PCT. Whatever registration services might be offered in such invitations, they bear no connection to WIPO or to any of its official publications.

PCT applicants and agents should note that it is the International Bureau of WIPO alone which publishes all PCT applications promptly after the expiration of 18 months from the priority date (see PCT Article 21(2)(a)); there is no separate fee for such international publication, and the legal effects of international publication are set out in PCT Article 29.

The invitations often identify a particular PCT application by its international publication number (eg: WO 02 xxxxxx), publication date, title of the invention, international application number, priority information and IPC symbols; examples of such invitations can be viewed below.

Invitation not listed here? E-mail us a copy

- Trademarks (Madrid System)
- Patents (PCT System)

Mitigating this unscrupulous practice

- WIPO invites its customers to use and adapt this standard text to notify applicants and inventors about such fee requests. [WORD]
- Circular letter addressed by WIPO Director General, Francis Gurry to all PCT Contracting States and Regional Organizations. [PDF](#)

How to make a complaint? New

WIPO works closely with its member States with the goal of putting an end to this fraudulent practice, and has assembled the following list of government authorities and consumer protection associations which assist applicants in enforcing local laws against the purveyors of these invoices. Complaints can be filed through the websites listed in the various countries.

PATR Servis – Worldwide Patent Service
Published on June 30, 2016

IPWTO – Intellectual Property World Trade Organization
Published on June 28, 2016

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT Newsletter

- PCTに関する最新動向や実務アドバイス等を毎月紹介（夏は合併号）
- WIPOウェブサイトで過去の実務アドバイスをテキスト検索可能（英語版のみ）



英語版



日本語抄訳

（参考）最近の実務アドバイスの例

- ・ 受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示（2015年4月号）
- ・ 欠落部分の補充に関する受理官庁の異なる手続（2015年7-8月号）
- ・ 優先権の回復の請求方法とそのような請求に関する申立て及び証拠の提出（2015年9月号）
- ・ PCT出願時に参照可能な役立つPCT関連資料（2015年10月号）
- ・ PCT規則92の2に基づく変更の記録要請を提出する際のベストプラクティス（2016年1月号）
- ・ 公衆による一件書類の利用からの特定情報の省略（2016年7-8月号）
- ・ 国際出願の早期公開請求（2016年10月号）

英語版： <http://www.wipo.int/pct/en/newslett/>
日本語抄訳： <http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/>

PCT研修教材

- PCTビデオシリーズ：
<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>
 - PCT制度の基礎知識から重要な点まで紹介する29の短編ビデオシリーズ（英語版）
- PCTディスタンスラーニングコース（通信講座）：
 - 10の公開言語で利用可能
 - 日本語版（約4時間）：
https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J
- PCTウェビナー：
<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>
 - PCT手続きの最新動向を無料で提供
 - 企業や法律事務所からの要請も受付中
- PCTセミナーテキスト：
http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/index.html

WIPOへのお問い合わせ（1）

■ ジュネーブ本部（一部日本語可）

□ 個別案件について:

- 国際事務局から送付された通知書（PCT/IB/）に記載された担当官（又は部署）

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 82 70	Authorized officer Telephone No. +41 22 338 XX XX
---	--

Form PCT/IB/301 (July 2010)

- 公開された国際出願に関しては次のHPで検索可能
<http://www.wipo.int/patentscope/search/ja/teamlookup.jsf>

- ePCTメッセージ機能が簡単にご利用いただけて便利です



- RO/JP出願については、下記の2部署が担当しています
国際出願番号の末尾: 00～49 国際出願番号の末尾: 50～99

Team 7 (**日本語可**)

Tel: +41 22 338 74 07

Fax: +41 22 338 90 90

E-mail: pct.team7@wipo.int

Team 8 (**日本語可**)

Tel: +41 22 338 74 08

Fax: +41 22 338 70 10

E-mail: pct.team8@wipo.int

- RO/IB出願（**日本人スタッフ在籍**）

Tel: +41 22 338 9222 Fax: +41 22 910 0610

E-mail: ro.ib@wipo.int

WIPOへのお問い合わせ（2）

■ ジュネーブ本部（一部日本語可）

- ePCT、PCT-SAFE、優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）について:

Help Desk（日本語対応可※）

Tel:+41 22 338 95 23

Fax:+41 22 338 80 40

E-mail: pct.eservices@wipo.int

PCT情報システムサービス部

長谷部 旭陽

Tel:+41 22 338 81 64

E-mail: asahi.hasebe@wipo.int

- その他PCT制度全般について:

PCT Infoline（英語）

Tel:+41 22 338 83 38

Fax:+41 22 338 83 39

E-mail: pct.infoline@wipo.int

PCT法務部

藤田 和英

Tel:+41 22 338 99 16

E-mail: kazuhide.fujita@wipo.int

■ 日本事務所（日本語可）

- PCTその他WIPOの提供するサービス全般について:

Tel: 03-5532-5030

Fax: 03-5532-5031

E-mail: japan.office@wipo.int

野田 洋平

Tel: 03-5532-5023

E-mail: yohei.noda@wipo.int

※日本人スタッフによる対応をご希望の場合はその旨お伝え下さい
急ぎの対応が必要な場合は、組織メールにも合わせてメールを送付願います

